

【論 説】

タイ・プラユット政権の投資政策とその評価 ——タイランド 4.0 と東部経済回廊（EEC）の課題——

助 川 成 也

目 次

はじめに

第1節 第1次プラユット政権の経済政策

第2節 「タイランド 4.0」構想と東部経済回廊（EEC）計画

第3節 プラユット政権の投資政策の評価

おわりに

はじめに

プラユット・チャンオーチャー（Prayuth Chan-ocha）政権は、2014年5月の軍事クーデターにより誕生した。同政権の誕生前、タイは2006年9月のクーデターで放逐されたタクシン・チンナワット（Thaksin Shinawatra）元首相の支持派と不支持派とで国内が二分され、政治・社会情勢の不安定な状態が続いてきた。政権も親タクシン派と反タクシン派とで交代を繰り返し、その都度、反対陣営が過激なデモを繰り返すなど、まさに混乱期にあった。経済面では、一人当たり GDP が中所得レベルに達した後、発展パターンや戦略を転換できずに成長が鈍化する、いわゆる「中進国の罠」の可能性が指摘される中、同罠の回避を目指した経済構造改革や抜本的な治水対策を含むインフラ開発など、長期的経済政策はその都度頓挫するなど、具体的かつ抜本的な対策を採れない状況が続いてきた。

2011年に首相に就任したタクシン元首相の末妹インラック・チンナワット（Yingluck Shinawatra）は、反タクシン派の人民民主改革委員会（PDRC）

タイ・プラユット政権の投資政策とその評価（助川）

からバンコクの主要な7カ所の交差点を封鎖し占拠された「バンコク封鎖」で圧力を受けてきた。プラユット陸軍司令官は、タイ全土に「戒厳令」を発令し、治安維持の全権を握った上で、当時の政権、与党タイ貢献党、野党民主党、PDRC 他関係者を集めて事態収拾に向けて仲介を図った。一向に協議がまとまらない状況に業を煮やしたプラユットは、クーデターを宣言、憲法を停止して全権を掌握した。以降、プラユットは、「国家平和秩序評議会」（NCPO）を設置して議長になるとともに、8月には自ら首相に就任した。

第1次プラユット政権は、軍部の政権奪取により経済運営に支障を来さないよう経済閣僚または副大臣には経験豊富な元官僚を多数起用した¹⁾。一方、官僚はタイが抱える長年の懸案を軍政の力を借りることで、課題解決を図る機会と見做した。新たに策定された恒久憲法には、20年間の国家戦略を実行する仕組みを定めた「国家戦略法」と、その下での国家戦略計画の策定が盛り込まれた。国家戦略計画の一環で実施されてきたのが、第1次プラユット政権の旗艦政策タイランド4.0構想の下での「東部経済回廊」（Eastern Economic Corridor：EEC）である。

これら第1次プラユット政権の旗艦政策は、今後も引き継がれる予定である。2019年3月に行われた民政移管に向けた総選挙とその後の連立工作の結果、第1次プラユット政権の閣僚など主要なメンバーを擁したパラン・プラチャーラット党（Phaak Palang Pracharat：PPRP）を核とした第2次プラユット政権が2019年7月に発足した。同政権では経済政策を統括したソムキット・チャトゥシーピタック（Somkid Jatusripitak）副首相が再任されている。

本稿では、2014年から19年までのプラユット軍事政権下の投資政策を中心とする経済政策について、日本企業を中心とする在タイ外資系産業界の観点から検討を加える。タイは従来から外資系企業に産業振興の重要な一端を担わせており、産業・経済政策は投資政策と表裏一体であるためである。特に旗艦政策であるタイランド4.0構想およびその下でのEECもその延長線にある。またそれら政策は、タイが「中進国の罌」を回避するための鍵と

位置付けられており、その構想や進捗状況について詳しく検討、評価する。

第1節 第1次プラユット政権の経済政策

1. 長期国家戦略計画の策定

2014年5月のクーデターから2019年7月までの約5年間は、クーデター敢行の首謀者であったプラユット陸軍司令官が首相として国内の各種改革の舵取りを行った。軍事政権は、選挙で選ばれた政権に比べて権威主義的な性格を有し、利害関係に比較的左右され難いことから、抜本的な構造改革等に期待が集まる。更に、2014年暫定憲法は第44条で、NCPO議長に、司法や立法、行政を超越した「NCPO議長命令」を発出する権限を付与した。プラユット政権は、その特権的権限「NCPO議長大権」を使えば、即座に構造的な課題に切り込んでいくことが出来た。

プラユット政権発足時、経済閣僚または副大臣には経験豊富な元官僚を多数配置した。官僚にとっては、長年の経済的課題を軍政の力を借りて解決を図る絶好の機会であった。プラユット暫定政権発足時の経済の司令塔は、NCPO顧問団の副議長を務めていたプリディヤトーン・テワクン（Pridiyathorn Devakula）元中央銀行総裁であった²⁾。

プラユット政権下で期待されたのが、インフラ整備計画や競争力強化に資する経済・産業構造改革である。タイは2006年以降、政治対立と政権交代が繰り返された結果、政権政党の経済政策は目先の支持獲得に繋がり易い短期的政策が中心となり、輸送網整備や治水・洪水対策、競争力強化に資する経済・産業構造改革など長期的な経済政策は、政権交代のたびに頓挫の憂き目にあってきた。例えば、タクシン政権時代に策定された「メガプロジェクト構想」（総額1兆7000億バーツ）は、2006年のクーデターで消滅した。また2013年3月に、モーダルシフト、連結性向上、モビリティ向上を目指し、インラック政権が策定した2兆バーツインフラ計画や2011年の大洪水の再発を防止するための包括的治水対策（総額3500億バーツ）も、2014年

タイ・プラユット政権の投資政策とその評価（助川）

のクーデターによる政権交代で停止された。

経済開発計画の主管官庁である国家経済社会開発庁（NESDB）は、政権交代に左右されることなく長期的な国家目標の策定と遂行を希求した。その意向はプラユット政権の下で恒久憲法に反映された。2017年4月6日に施行された2017年憲法で、「国は、グッドガバナンスの原則に基づく持続的な国家発展を目標とする国家戦略を定めなければならない」（第65条）と規定した。また、「内閣は、本憲法が公布された日から起算して120日以内に第65条第2段に基づく法律の制定を終える。かかる法律が施行された日から起算して1年以内に国家戦略の策定を終える」（第275条）としている。

憲法に従い、以後20年間の国家戦略を実行する仕組みを定めた「国家戦略法」が2017年6月22日に国家立法議会（National Legislative Assembly：NLA）で承認された。同法は、2018年4月7日の施行から1年以内に国家戦略を策定することを定めている。プラユット政権はNESDBを事務局として「国家戦略計画」（2018～37年）を策定、2018年7月6日にNLAで成立した³⁾。国家戦略計画の実行を担保すべく、プラユット政権は憲法や法令化を根拠に政府機関等に対し取り組みを求めた。これにより、例え将来、政権が交代したとしても、続く政権も国家戦略計画に基づいた経済政策の実施が求められることになる。

この計画は、2018年から2037年までの20年間を対象とし、「『足るを知る経済』の哲学に従い、安全、繁栄、持続可能性を備えた先進国になる」ことを目標にしている。ここでは主要な6戦略として、①国家安全保障、②国家の競争力強化、③人的資本の開発と強化、④社会的結束と公平性、⑤環境に優しい開発と成長、⑥公共部門のリバランスと開発、を掲げている（NESDB 2018）。後述するタイランド4.0構想とEECは、国家戦略計画の下で実施される。

2. 格差是正のための改革

クーデターを経て、2014年8月25日に正式に第37代首相に就任したプ

ラユットは、2014年9月12日に行った施政方針演説で、11本ある柱の1つとして「社会格差の是正と公共サービスへのアクセス機会の創出」を盛り込んだ（Prayut 2014）。国内経済格差は、2006年以来の政情混乱・国内分裂の一因と指摘されており、社会的不平等は人々の対立と困難の背後にあるもう一つの理由としている。格差是正の一環で、プラユット政権は、相続税・贈与税、およびタイ版固定資産税（土地・建物税）の導入に取り組んだ。

タイでは長年に亘り相続税や固定資産税の導入の必要性が強く叫ばれてきたにも関わらず、その都度、富裕層等既得権益層が各界に影響力を行使して骨抜き化、頓挫させてきた。しかし、プラユット政権はその課題に真正面から取り組み、相続税法⁴⁾、土地・建物税法⁵⁾を成立、施行させた。これらは、免税範囲が広く、課税対象はごく一部の超高所得層にとどまるため、経済格差是正にはほぼ貢献しないとの批判がある。しかし、それら税制自体が存在しなかった中で、制度導入を実現したことは、格差是正の橋頭保となり、評価に値する。これは様々な利害関係の影響を受けにくく、かつ法案を審議するNLAも掌握していた軍事政権だからこそ成し遂げられた事項であろう。

3. 投資政策の抜本的見直し

従来からタイは、自国への直接投資誘致を推進し、拠点を置いた外資企業に産業振興の重要な一端を担わせてきた。タイ政府は自らが産業振興を意図する分野を投資奨励業種に指定し、法人税減免税に代表される各種恩典を厚く付与することで、外国投資を呼び込んできた。タイにとっての産業政策は、投資政策と表裏一体である。プラユット政権の旗艦政策であるタイランド4.0やその下でのEECもその一環にある。

前回、投資政策が大幅に見直されたのは2000年である。ここでは1995年に発足した世界貿易機関（WTO）のルールに準拠すべく、従来の投資奨励政策からローカルコンテンツ規定や輸出義務規定等を削除するなど大幅な見直しが行われた。現在の投資奨励政策は、インラック前政権時代から見直し

タイ・プラユット政権の投資政策とその評価（助川）

作業が行われてきたものである。プラユット政権はその作業を引き継いだ一方、必要に応じて投資政策をその都度見直し、後述する「タイランド4.0」構想推進のためのエンジンとして、外資系企業の活用を狙った。投資奨励政策の見直しの背景や方向性を理解するには、まず一つ前のインラック政権時代に遡る必要がある。

① インラック政権期（2011-2014年）

2011年に発足したインラック政権は、2012年、産業高度化と国家予算の効率的使用に向け、投資奨励政策の改定作業に着手した。タイ投資委員会（Board of Investment：BOI）の投資奨励企業に対する法人税や輸入関税の減免は、インラック政権の大衆迎合的なバラマキ政策⁶⁾に加えて、抜本的な治水対策等により国家財政の逼迫が懸念される中、産業高度化に資する投資に限定すべきとの声が高まった。例えば法人税減税は、インラックを擁するタイ貢献党の公約であり、政権の目玉政策の一つでもあった⁷⁾。2011年10月11日の閣議で「変化する諸外国の海外投資権利恩典付与の現状に適合させるため、また法人税減税の実施に合わせて我が国の税歳入を管理するため、BOIは財務省と協力して、投資奨励の権利恩典の見直しをすること」（バンコク日本人商工会議所2013）が決められた。

2013年1月にBOIが行った企業関係者を交えた公聴会では、投資奨励5カ年戦略案（2013～17年）を提示し、今後はタイ政府の明確な目的に沿った特定産業に限定して投資奨励する方針を打ち出した⁸⁾。以降、BOIは公聴会に参加した投資家の意見を踏まえながら最終草案を策定した。投資政策の大きな変更は、「ゾーン制の廃止」であった。従来、BOIはタイ全土を3つのゾーンに分け、バンコクを中心に遠隔地ほど法人税免税期間を長くするなどして地方への投資を促してきた。これに対して、インラック政権による最終草案では投資奨励事業を業種別に分類し、産業高度化に資する産業には投資恩典を厚くし、汎用品製造に対しては、投資奨励恩典を限定、または投資奨励自体を停止する方針を示した。

一方、ゾーン制の廃止方針を受け、投資減少が懸念される地方部については、各地方や国境地域に産業クラスターを形成する投資の奨励方針を示した。地方の投資減少の懸念は投資奨励策の改定のみ由来するものではない。インラック政権の目玉公約の一つに日額最低賃金の全国一律 300 バーツ化がある。これに対応が困難な企業については、カンボジア、ラオス、ミャンマー等周辺国などへの移転を促す方向で検討されてきた。タイ復興戦略・国家建設委員会のウィラポーン（Virabongsa Ramangura）委員長（元財務大臣、タイ中央銀行理事長）は、「納得出来ない事業者は賃金のより安価な周辺国へ出ていくべき」とする姿勢であった（Bangkok Post, 28th March, 2012）。実際、BOI では 2013 年にタイ企業の海外進出を支援する目的で新たに「海外投資促進部」⁹⁾ を設置した。

最低賃金の全国一律化は 2011 年に発生したタイ大洪水等の影響により、当初の予定から遅れたものの、2013 年 1 月に公約を実現させた。同政権は、労働者の所得上昇を通じて消費拡大を狙った。しかし、地方部、特に安価な賃金と豊富な労働力を期待し、地方部への進出を検討する企業に対し、進出メリットを喪失させた。地方部の賃金がバンコクなど都市部と同一であった場合、遠方に行けば行くほど、レムチャバン深海港、スワンナプーム国際空港などの物流拠点や産業が集積する東部から離れ、その分、コストや時間面で競争力を喪失することになるためである。

更に BOI 投資奨励政策におけるゾーン制の廃止方針はその状況に追い打ちをかける懸念があった。しかし、BOI 投資奨励政策について、インラック政権末期の政情混乱やそれに続くクーデターの煽りを受け、最終草案は審議未了のままクーデターにより政権は崩壊した。

② プラユット第 1 次政権期（2014-2019 年）

2014 年 8 月、プラユット政権は前政権で審議未了となっていた投資奨励法案の見直しに着手した。プラユット政権は税制優遇の厳格化、優遇対象業種的大幅な絞り込みを指示した¹⁰⁾。しかし、見直しの過程で公聴会などは

タイ・プラユット政権の投資政策とその評価（助川）

開かれぬまま、同年 11 月に BOI 本委員会にて新投資奨励法が承認され、15 年 1 月施行が決定した。施行直前の 2014 年 12 月半ばになって漸くウェブサイト上で公開された新投資奨励法では、重要・戦略的業種に対し、投資地域に関わらず最大限の恩典を付与するとともに、タイまたは産業に有益な活動に対する更なる投資を促進するため、メリットベースによる追加恩典も導入した。具体的には、競争力向上への寄与、地方分散や後述する国境特別経済開発区（Special Economic Zone：SEZ）等産業開発区への投資である。地方振興は、国民所得の低い 20 県と国境地域の振興が柱となった。また、産業クラスター形成の奨励も盛り込まれた。

以降、プラユット政権は新投資奨励法をベースに、国境 SEZ 政策、スー

表 1 プラユット政権による投資政策の変遷

年月	概要	詳細
2015 年 1 月	投資奨励法改正	ゾーン制の廃止。投資奨励業種・恩典を大幅に見直し。業種による恩典（基礎恩典）とメリットによる追加恩典あり。
2015 年 3 月	国境 SEZ	近隣国との経済的連携を構築。国境 SEZ10 カ所の投資プロジェクトに法人税免税期間を 3 年間追加（最大 8 年間）他。対象業種は 8 年間免税＋50%減税 5 年間。
2015 年 9 月	スーパークラスター政策	タイ全国で地域特性に応じた産業集積の開発推進を通じて産業高度化を目指す。
2017 年 1 月	投資奨励法改正	4 つのコアテクノロジー（バイオ、ナノ、先端素材開発、デジタル）を対象に、10 年間の法人税免税を付与。メリット恩典を含め最大 13 年間。
2017 年 2 月	特定産業競争力強化法	タイにない高度研究開発やイノベーション促進、高度技術導入、専門人材育成等に資するプロジェクトに最大 15 年間の法人税免税と特別ファンドによる補助金を付与。
2017 年 3 月	東部経済回廊（EEC）	EEC 地域への対象事業について、通常の恩典に加え、法人所得税を 5 年間 50%減税。条件に実習生の雇用、教育省による教育プログラムの活用が必須。

出典：タイ投資委員会資料より、筆者作成。

パークラスター政策、次世代ターゲット産業を核にした東部経済回廊（EEC）を順次進めていった。数多くの政策や恩典・制度を拡充し、メニューとして揃えたものの、逆に投資家からは「乱立してわかりにくい」との声が聞かれた（表1）。以降ではタイの経済政策の中でもその核とも言える投資政策について、プラユット政権での変遷を概観する。

4. 国境特別経済開発区（SEZ）政策

プラユット政権は2015年3月にSEZ開発推進特別委員会を設け、国境SEZ設置を決めた。国境SEZについて国家経済社会開発評議会（NESDC）¹¹⁾は、地域に繁栄をもたらし、ASEANの恩恵を受けながら、所得の不平等を削減し、生活の質を改善するとともに、国境の安全保障問題の解決を目指すとしている（NESDC 2019）。SEZ計画は2段階からなり、第1フェーズの5県、第2フェーズの5県の計10県の国境周辺の一部地域をSEZに指定した¹²⁾。プラユット政権は、インラック政権と異なり、労働集約的な企業であっても国境SEZに留め置き、周辺国からの外国人労働者を活用しながら、国境地域の活性化を目指した。合わせてこれら国境地域で、農業から製造業など他産業への労働移動を通じて、地方経済の第1次産業依存の軽減を図るものであった。農林水産業は、経済規模に対して就業者規模が大きく、経済

表2 タイの産業別 GDP 構成比と就業比率

単位：1000人、%

	名目 GDP 比率 (%)			産業別就業比率 (%)			雇用者数
	農林水産業	製造業	サービス業他	農林水産業	製造業	サービス業他	
2000	8.5	28.4	63.1	44.2	14.9	40.9	31,293
2005	9.2	29.6	61.2	38.6	15.8	45.5	35,257
2010	10.5	30.9	58.5	38.2	14.1	47.7	38,037
2015	8.9	27.4	63.8	32.3	17.0	50.7	38,016
2018	8.1	26.8	65.1	32.1	16.5	51.3	37,865

出典：国家統計局、国家経済社会開発評議会より、筆者作成。

表3 国境 SEZ に対する投資恩典

- | |
|---|
| <p>①法人税減免税</p> <ul style="list-style-type: none">・ SEZ 政策委員会指定事業：8 年間法人所得税免除＋ 5 年間 50% 減免・ 一般事業：法人税免除を 3 年追加。既に 8 年間に達している場合、5 年間の法人税 50% 減免。 <p>②輸送費、電気代、水道代の 2 倍まで控除可能。</p> <p>③インフラの設置費の 25% を控除可能。</p> <p>④機械の輸入関税免除。</p> <p>⑤輸出向け製造のための原材料の輸入関税免除（5 年間）</p> <p>⑥その他の非税的恩典。</p> <p>⑦その他：非熟練外国人労働者の使用を許可。</p> |
|---|

注：2018 年 5 月 9 日の BOI 本会議で申請期間を 2020 年末に延長した。

出典：ヒランヤー（2015）より、筆者作成。

的に見れば非効率であった。タイは 2015 年当時、経済規模（名目 GDP）に占める農林水産業の割合は 8.9% に過ぎないものの、タイ全体の雇用者数のうち同産業が占める就業者比率は 32.3% であった（表 2）。そのため、SEZ 政策委員会は手始めに労働集約的な製造部門の 13 業種を、いわゆるターゲット業種に指定し、国境 SEZ に進出する企業に対し、投資恩典の付与方針を決めた¹³⁾。

SEZ 政策委員会の決定を踏まえ BOI は、2015 年 4 月の本会議で、国境 SEZ において奨励する 13 業種にかかる投資プロジェクトに対し、法人税免税や機械および原材料の輸入関税の免除など投資恩典の付与を決めた（表 3）。また通常、BOI は投資奨励企業に対し、原則として未熟練外国人労働者の雇用を禁止している¹⁴⁾。しかし SEZ 政策委員会は、これら SEZ での事業運営に際しては未熟練外国人労働者の使用を許可するなど、労働者不足に悩む労働集約的企業の国境 SEZ への移転も狙った。

表4 BOIによるクラスター政策

種類	分野	対象県
スーパー クラスター	自動車・自動車部品	アユタヤ、パトゥムタニ、チョンブリ、ラヨーン、 チャチュンサオ、プラチンブリ、ナコンラチャシマ
	電気・電子部品および 通信機器	
	環境に優しい石油化学・ 化学製品	チョンブリ、ラヨーン
	デジタル	チェンマイ、ブーケット
その他の クラスター	農産加工品	(北部) チェンマイ等4県 (東北部) コーンケン等4県 (西部) カンチャナブリ、ラーチャブリ、 (中西部) ペチャブリ、プラチュアップキリカン (東部) ラヨーン、チャンタブリ、トラート (南部) チュムポーン等4県
	繊維・アパレル	バンコク、カンチャナブリ、ナコンパトム、ラチャ ブリ、サムットサコーン、チョンブリ、チャチュン サオ、プラチンブリ、サケオ
クラスター 開発の 重要な基礎 インフラ	ナレッジベース産業	
	ロジスティクス産業	

出典：ヒランヤー（2015）より、筆者作成。

第2節 「タイランド 4.0」構想と東部経済回廊（EEC）計画

1. スーパークラスター政策と次世代ターゲット産業誘致

軍事政権の登場によって表面上は国内対立が収まったにも関わらず、一向に上向かない経済情勢に業を煮やし、プラユット首相は2015年8月の内閣改造に合わせてプリディヤトーンを事実上更迭、後任にソムキット首相顧問¹⁵⁾をあてた。ソムキットはタクシン政権時代に副首相、財務相、商務相を歴任し、高い経済成長を謳歌した同政権時の経済政策を一手に担ってい

表5 工業省による次世代ターゲット産業

種類	分野
持続的成長のため 強化する既存産業	①次世代自動車
	②スマートエレクトロニクス
	③富裕層・医療・福祉向けツーリズム
	④農工業・バイオ技術
	⑤先進食品加工
更なる発展のため 創出を目指す未来産業	⑥自動化・産業用ロボット
	⑦航空・物流
	⑧バイオ燃料・化学
	⑨デジタル
	⑩医療機器産業

出典：タイ工業省資料より、筆者作成。

た。ソムキットが、まず取り組んだのが「スーパークラスター計画」である。これはタイ全国で、その地域特性を踏まえたクラスター（産業集積）開発を行い、産業の高度化を目指すものである。2015年9月22日に閣議承認された同計画は、タイが目指すクラスターを、①スーパークラスター、②その他のクラスター、③重要な基礎インフラ（クラスター開発を促すインフラ）とに分け、更に投資対象となる県を指定した¹⁶⁾（表4）。しかし、タイの直接投資において、その大半は既進出企業の拡張投資であり、政府が恩典を充実させたとしても既存工場等事業所の移転は難しい。実際、2016年の外国直接投資（承認ベース）で投資受入額全体（3,581億バーツ）のうち66.6%が拡張投資であった。そのためスーパークラスター政策は掛け声倒れに終わった。

次いで工業省は次の時代を担う産業のクラスター化を目指す方針を打ち出した。工業省は2015年11月17日の閣議で「次世代ターゲット産業10業種」を提出、承認を受けた。これは対象業種を、1) 持続的成長のため強化する既存産業（第1次S字カーブ産業）、2) 更なる発展のため創出を目指す

未来産業（第2次S字カーブ産業）の2つに分け、各5業種の計10業種について、政府がその育成を支援していくものである¹⁷⁾（表5）。

ソムキット副首相ら経済チームは、工業省が提案した10の重要業種をターゲット産業として奨励するには、BOIによる現行の投資優遇は外国企業の高度技術分野の投資誘致に不十分として、新たなツールの必要性を訴えた。これを踏まえ、BOIは2017年1月に投資奨励法を一部改定し、10の重要業種をターゲット産業として投資恩典を充実させた。具体的には、BOIが定める高度技術や技術革新を利用する事業や研究開発事業に対し、BOI+（プラス）として9～13年の法人税免除恩典の付与を決めた。法人税免除期間終了後、さらに10年以下の範囲で50%減免される。また続けて特定産業競争力強化法（2017年2月13日施行）により、BOI++（プラスプラス）として対象産業に対し、タイ政府との交渉を踏まえ最長15年間の法人税免除恩典の付与を決めた。また、R&D、イノベーション、人材開発等を支援する目的で100億バーツ規模の基金を創設、補助金を支給する¹⁸⁾。政府は産業振興の重点を、クラスター構築から重要10業種の誘致・育成にシフトしていった。

2. 技術革新型経済に向けた「タイランド4.0」構想とEEC計画

クーデターによって日の目を見なかったものの、インラック政権下の2013年11月、当時工業省傘下にあったBOI¹⁹⁾が策定・提案した新投資奨励戦略（2013～17年）では、10の重要産業グループを明示し、今後の投資振興を目指していた。これら10の産業グループを、1) 産業の開発に不可欠な基本インフラ、2) タイの産業を底上げする高度基盤技術、3) タイ国内の資源とタイらしさを活かした産業、4) 世界の産業ベースとしてタイが能力を持つ産業、の4つに分類していた²⁰⁾。

ソムキット副首相ら経済チームは、このBOIの着想と工業省提案の「次世代ターゲット産業10業種」のクラスター化案、そしてプラユット政権が2015年10月に閣議決定した大規模輸送インフラ投資事業など多様な政策を

表 6 EEC-SEZ での対象地域と恩典

事業地	対象地域	投資恩典追加（法人税）	
		免税	50%減税
特別活動振興地域	・ウタパオ・エアロポリス ・EEC イノベーション区（EECi） ・デジタル・イノベーション振興区（EECd）	一律 2 年間追加 （最長 15 年）	5 年間
ターゲット産業振興区域	・ 21 工業団地（ラヨン 8、チョンブリ 12、チャチュンサオ 1）	—	5 年間
一般工業団地・工業区	—	—	3 年間

出典：出典：EEC 事務局資料より、筆者作成。

ベースとし、2016 年 4 月に打ち出したのが成長戦略ビジョン「タイランド 4.0」構想である²¹⁾。この名称はドイツのインダストリー 4.0 に着想を得たものである。タイは一人当たり GDP が中所得レベルに達した後、発展パターンや戦略を転換できないために成長が鈍化する、いわゆる「中進国の罠」を回避するべく、デジタル技術に代表される先進技術を導入し、技術革新を基盤とする経済構造に移行させ、先進国入りを目指す。しかし、これは先進国からの直接投資に依存する伝統的なタイの産業政策の延長線上にあり、その成否は外国直接投資の動向に大きく左右される。一方、タイが欲している先端技術は先進国自身にとっても依然として産業の中核技術であることに加え、タイの慢性的な政情不安や、タイ国内で先端技術を担う高度人材の圧倒的不足などの問題が、これら分野への投資を躊躇させている²²⁾。例えば、自動化・ロボット化の導入は、タイの産業界が直面している慢性的な労働者不足や労働賃金上昇の解決策の一つとして注目されており、その意味でタイは有望な市場である。他方、自動化・ロボット産業は依然として日本にとってコア技術であり、他の産業に比べ、海外進出自体も少ない。

「タイランド 4.0」構想を特定地域で先行的に実施するのが、EEC 計画である。2016 年 6 月 28 日に閣議承認されたこの計画は、中進国の罠を回避す

るため、ラヨン県、チョンブリ県、チャチュンサオ県の東部3県をEEC政策委員会が「特別経済開発区」(SEZ)に指定し、先述したSカーブ産業の投資を誘致して同地域のクラスター化を目指す。ただしEEC投資誘致対象エリアは、3県の全地域が対象になるわけではない。ここでは、EEC-SEZを3つの区域に分け、各々のターゲットとする企業の誘致を目指す(表6)。

政府は、同地域の基盤整備のため、重点的にインフラ投資を行うことにしている。18年2月1日に行われたEEC政策委員会で168件、総額9,890億バーツのインフラ開発計画を承認した。このうち約6割を占める5,830億バーツを官民連携(Public Private Partnership: PPP)での民間投資で行うことを計画している²³⁾。予算に制約がある中で、民間投資を積極的に活用し、EECでのインフラ整備を行う方針である。それを後押しすべく、EEC地域ではPPP事業手続き期間の短縮措置を講じた²⁴⁾。従来、PPPでの事業実施は、「2013年共同投資法」に基づき、事業準備・提案、事業者選定、契約署名まで最短で約20カ月、通常で40カ月を要していた。しかし、EEC域内で認められたPPP事業については、EECトラックの下で最短8～10カ月での契約署名を可能にした。

EECでは、2017年5月にPPPで実施する優先5案件を決定した。タイ海軍が管理する①ウタパオ空港・臨空都市開発、ドンムアン・スワンナブーム・ウタパオの3空港を連結する②高速鉄道開発、③深海港であるレムチャバン港第3期開発、④工業港であるマプタプット港第3期開発、⑤観光用途のサタヒープ港開発である。これら優先5案件の総工費は約6,500億バーツにのぼるが、うち民間拠出額は4,500億バーツ、政府拠出額は2,000億バーツを予定している²⁵⁾。EEC3県はもともとタイの中でも産業が集積しており、同地域の投資誘致と開発はプラユット政権にとって失敗リスクの少ない経済・産業政策である。

プラユット政権は、「タイランド4.0」構想とその下でのEEC計画を経済の旗艦政策と位置付け、省庁横断的に推進する体制を整え、更にNCPOの

タイ・プラユット政権の投資政策とその評価（助川）

権限、特に NCPO 議長命令を最大限に活用して政策遂行を図っている。政府が EEC 政策を推進するに際し必要となる EEC 特区法は、2018 年 2 月 8 日に NLA で成立し、2018 年 5 月 14 日に施行された。同法には、政府は EEC 事務局を設置し、EEC への投資に関する一元的な許認可権限を付与することが明記されている。他にもワンストップ・サービスセンター、EEC3 県の周辺住民支援のための特別開発基金を設置し、外国人専門家へのスマートビザ制度や外国人の土地所有を容認した（EEC office 2018）²⁶⁾。

しかし、プラユット政権は EEC 特区法の成立を待たず、NCPO 議長命令を用いて EEC 政策遂行を図った。本来 EEC 特区法の成立を待つ必要がある最高意思決定機関 EEC 政策委員会や EEC 事務局の設置がその例である²⁷⁾。また、EEC 地域の都市計画の再策定、事業実施に不可欠な環境影響評価（Environment Impact Assessment : EIA）手続きの短縮についても NCPO 議長命令が用いられている。タイ政府は EEC 地域で新たに都市計画が策定出来るよう旧都市計画案を無効化し、EEC 政策委員会および内閣の承認を経た上で、内務省公共土木都市計画局が EEC3 県の都市計画を 1 年以内に策定できるようにした²⁸⁾。それを踏まえ 2019 年 1 月に開催された EEC 政策委員会では、工業用地を拡大した新たな都市計画原案を承認した²⁹⁾。また、EEC の加速化を目指し、通常、1～3 年を要する EIA 手続きについて NCPO 議長命令により 1 年への短縮を図っている³⁰⁾。プラユット政権が EEC に注力している姿勢が表れている。

第 3 節 プラユット政権の投資政策の評価

1. 直接投資に消極的な日本企業

クーデターで政権を奪取したプラユット政権に対し、欧米諸国は援助協力を凍結した。EU は FTA 交渉を無期限に中断した。その状況の中、プラユット政権が特に EEC への投資に期待したのは、タイ最大の投資国であり、欧米とは一線を画した外交姿勢を採った日本、そして一早く内政不干渉を掲

表7 タイの国別直接投資受け入れ額（BOI 認可ベース）

（単位：100万バーツ）

	2011～14年				2015～18年			
	国・地域名	期間合計	年平均	シェア	国・地域名	期間合計	年平均	シェア
	外国投資計	1,789,839	447,460	100.0	外国投資計	1,334,467	333,617	100.0
1位	日本	979,821	244,955	54.7	日本	411,968	102,992	30.9
2位	米国	86,686	21,672	4.8	中国	126,059	31,515	9.4
3位	シンガポール	80,978	20,245	4.5	シンガポール	121,720	30,430	9.1
4位	香港	74,871	18,718	4.2	オランダ	84,570	21,143	6.3
5位	中国	68,061	17,015	3.8	米国	81,277	20,319	6.1
6位	ケイマン諸島	63,491	15,873	3.5	マレーシア	72,268	18,067	5.4
7位	オランダ	55,370	13,843	3.1	香港	44,941	11,235	3.4
8位	ルクセンブルグ	41,628	10,407	2.3	インドネシア	42,566	10,642	3.2
9位	マレーシア	36,632	9,158	2.0	台湾	35,886	8,972	2.7
10位	韓国	29,503	7,376	1.6	ケイマン諸島	28,716	7,179	2.2

出典：タイ投資委員会資料より、筆者作成。

げた中国であった。

タイ政府は特に最大の投資国である日本企業の関心を高めるべく、2017年6月にはソムキット副首相、ウッタマ工業大臣が率いる大型使節団を日本に派遣し、タイランド4.0およびEEC計画に関する説明会を開催し、関西や北陸でロボットや医療機器に関する団体を積極的に訪問するなど、直接、投資誘致に奔走した。日本からも2017年9月に世耕経済産業大臣以下560社の企業代表からなる大経済使節団がタイを訪問し、EEC説明会を兼ねたシンポジウムに参加した。現地参加をあわせると、約1,300名が参加した。一方、中国は、2018年8月に王勇国務委員率いる政財官約500人の使節団が来タイ、EECの主要施設を見学し、「タイ中国ビジネスフォーラム2018：一帯一路とEECを通じた戦略的提携の強化」を共催した。

しかし日本と中国とで投資実績は明暗が分かれている。プラユット政権下で新投資奨励法導入後、2015～18年までの4年間の外国投資金額は、1兆3,345億バーツ（年平均3,336億バーツ）であった。インラック政権下の2011から14年間の年平均4,475億バーツと比べて約4分の3の規模である。

タイ・プラユット政権の投資政策とその評価（助川）

特に最大投資国であった日本の落ち込みが著しい。日本からの投資は2011～14年は年平均2,450億バーツだったが、2015～18年は同1,030億バーツへと58%減少した。一方中国は、この間、年平均170億バーツから同315億バーツへ同85.2%増を記録し、国別投資順位でも日本に次いで第2位に位置するなど存在感を高めている（表7）。

日本からの投資額減少の要因について、インラック政権時、2011年のタイ大洪水で被災した企業による復旧投資や、2015年1月に投資奨励策が変更されることに伴う駆け込み投資等の反動減の影響もある。更には、高い賃金水準、慢性的な労働力不足への懸念、また投資であれば基本的にどの分野でも歓迎してきた全方位的な投資奨励政策が、重要・戦略的業種中心にシフトしたことから、製造コスト抑制などを目的とした一般的な投資は、ベトナムなどタイ以外にシフトしたこともあげられる。

更に、軍事政権の投資家との対話不足も少なからず影響している可能性がある。インラック政権下で、投資奨励策を改定するに際し、タイ政府は公聴会を通じて、幾度となく投資家の要望や意見を聴取し、既存投資家からの投資先としての信頼・魅力を損なわないよう慎重に進めてきた。しかし、クーデターによりプラユット政権が成立して以降、タイ政府は産業界との対話を行わないまま、2015年1月に強引に投資奨励政策を導入した。タイ最大の投資国である日系産業界は、BOI幹部やプラユット政権の閣僚に対して、幾度となく、産業界の声を聞くこと、実施まで1年程度の周知・経過期間を設けることを要請した。実際、2014年12月半ばに法案が公開されて以降、バンコク日本人商工会議所とジェトロとは連名でプリディヤトーン副首相宛に要請書を提出した。日系産業界は主に、①発表後から半月後の施行では、新政策を理解し、投資申請するための準備期間がないこと、②サプライチェーンを構成する一部の産業が対象から除外されていること、③中古機械の対象が厳格化されたこと、等を問題として挙げ、それらに配慮するよう要請した。特に新たな投資奨励策では、使用可能な中古機械は5年未満とされ、5年以上経過した機械は、関税および付加価値税を支払っても奨励事業に用い

ることは出来ないと言われた点が憂慮された（長谷場（2015）³¹⁾）。プラユット政権は柔軟な対応を求めるこれらの陳情の声を押し切る形で投資奨励法を施行した。一旦決定した事項は利害に関係なく、断固として推進する軍事政権の姿勢を表した一例である。

また多くの外国企業は、軍事政権下のタイへの投資に対する躊躇に加えて、EEC 優先5案件について、外国企業も含め入札要項（TOR）は多数の購入者が現れたものの、事業単体での収益性や条件に加えて、EEC 自体の継続性に対するリスクから、外国企業は自らが主導する形でコンソーシアムを組んでの応札に尻込みした。東部高速鉄道開発については、地場系財閥 CP グループを核とするコンソーシアムが 2018 年 12 月に優先交渉権を得たが、以降、土地の引き渡し等詳細な条件を巡り交渉が難航、最後は政府が半ば恫喝³²⁾する形で 2019 年 10 月 24 日に漸く正式契約に至った³³⁾。また、マブタット港開発は、PTT タンク・ターミナル社、ガルフ・エナジー開発社とで構成される GPC コンソーシアムが 2019 年 10 月 1 日に契約に至った。これら案件に応札した地場企業は、当該事業を起点に、タイ政府と関係を密にし、様々な見返りを期待するなど、先行投資的な意味合いもあるとする見方もある。

2. 地方との格差是正に向けた国境 SEZ 政策に対する評価

国境 SEZ 政策は、プラユット第 1 次政権初期の旗艦政策の一つにも関わらず、2018 年 9 月に開かれた SEZ 政策委員会で、国境 SEZ への投資状況が芳しくないことが報告された。実際に 15 年から 19 年までの 5 年間における投資認可件数は 70 件、うち外資からの投資は 20 件のみで、投資金額も 123.4 億バーツ（うち外資は 38.6 億バーツ）に過ぎない。タイ全体と比べて件数で 0.9%、金額ではわずか 0.4%である（表 8）。

国境 SEZ 政策が不振である状況を踏まえ、プラユット首相は、誘致目標産業と投資優遇の見直しを命じた。これを受けて 2019 年 5 月 14 日の閣議で、国境 SEZ を事業地とする企業について、2020 年末までの申請を条件

タイ・プラユット政権の投資政策とその評価（助川）

に、財務省はBOIの認可から漏れた企業で、同省が定める業種に従事する企業に対して、法人税を10年間にわたり現行の20%から10%に引き下げることを決めた。

2019年7月に発足した第2次プラユット政権で経済担当のソムキット副首相は、中小企業の国境SEZへの誘致を挺入れすべく、優遇措置の導入拡大を関係省庁に指示した³⁴⁾。

国境地域への直接投資の不振は、その責の全てをプラユット政権に帰すわけにはいかない。最大の進出の足枷は、インラック政権時代に導入した「最低賃金全国一律300バーツ」化である。BOI高級幹部は、「最低賃金全国一律300バーツ化以降、投資家は港湾など物流拠点に近い東部に集中した」³⁵⁾と話している。インラック政権以前、最低賃金は経済状況に応じて県別に定められていた。例えば、ミャンマーとの貿易で最大の国境メーソットを抱えるターク県の最低賃金は、従来、下から2番目に低い162バーツであった。インラック政権は最低賃金を162バーツから300バーツへと引き上げるなどにより、労働者の所得上昇を通じた消費拡大を狙った。だが実際は、地方部、特に安価で豊富な外国人労働力を期待し、国境地域への進出を検討する企業に対し、進出意欲を喪失させた。外国人労働者であっても、タイ国内で

表8 国境SEZにおける直接投資動向（認可ベース）

単位：件、100万バーツ、%

	投資件数				投資金額			
	タイ全体		国境SEZ		タイ全体		国境SEZ	
		外資		外資		外資		外資
2015年	2,237	1,151	6	1	809,378	493,690	280	56
2016年	1,688	925	25	5	861,340	358,109	5,505	1,377
2017年	1,227	730	15	6	625,077	227,053	2,628	1,619
2018年	1,469	914	8	1	549,481	255,605	646	148
2019年	1,500	876	15	7	447,360	281,873	3,278	662
累計	8,122	4,596	70	20	3,292,655	1,616,330	12,337	3,862

出典：タイ投資委員会事務局資料より、筆者作成。

就労する場合、当然ながらタイ側の賃金規則が適用されるためである。

第1次プラユット政権下では、これまで2017年1月と18年4月に最低賃金の改定が行われ、全国一律化は崩れた。しかし、最低賃金が最も高いチョンブリ県やラヨン県、プーケット県（330 バーツ／日）と、最も低い南部3県（308 バーツ／日）との差はわずかである。また、一旦引き上げた最低賃金の引き下げは難しい。賃金面で地方部の優位性が失われた現在、企業は未熟練外国人労働者の使用以外で国境 SEZ への投資にメリット見出せず、投資に二の足を踏んでいる。インラック政権時の目玉政策が地方進出の足枷になり、その影響は現在も続いている。一方、製造企業の進出先として相対的に EEC を推進する東部地域の魅力が高まったと言えよう。

3. EEC に対する投資の評価

最低賃金の全国一律化を機に投資先として相対的に優位に立った東部地域であるが、政府が強力に EEC を後押ししていることから、産業集積が一層進むことが期待される。EEC の目的は、外国企業の誘致を通じて先進技術

表 9 EEC における投資認可動向

分野	投資件数				投資金額			
	2017 年	2018 年	2017 年		2018 年		2017 年	
			うち外資	外資比率	うち外資	外資比率	うち外資	外資比率
投資全体 (タイ・外国資本)	1,330	1,469	914	62.2	631,065	549,481	255,605	46.5
EEC 計	259	415	326	78.6	310,337	343,392	151,872	44.2
チョンブリ	33	203	166	81.8	30,275	225,498	58,196	25.8
ラヨン	133	148	118	79.7	117,311	94,792	76,421	80.6
チャチュンサオ	93	64	42	65.6	162,751	23,102	17,254	74.7
EEC 計	19.5	28.3	35.7	—	49.2	62.5	59.4	—
チョンブリ	2.5	13.8	18.2	—	4.8	41.0	22.8	—
ラヨン	10.0	10.1	12.9	—	18.6	17.3	29.9	—
チャチュンサオ	7.0	4.4	4.6	—	25.8	4.2	6.8	—

出典：タイ投資委員会資料より、筆者作成。

表 10 ターゲット産業における投資認可動向

単位：件、100万バーツ、%

分野	投資件数				投資金額			
	2017年	2018年	2017年		2018年		うち外資	外資比率
			うち外資	外資比率	うち外資	外資比率		
投資全体 (タイ・外国資本)	1,330	1,469	914	62.2	631,065	549,481	255,605	46.5
デジタル	209	142	106	74.6	4,614	6,945	3,078	44.3
医療機器	33	45	15	33.3	7,127	15,956	2,837	17.8
バイオ燃料・バイオ化学	66	103	70	68.0	32,944	205,897	43,457	21.1
自動化・ロボット	5	11	6	54.5	775	1,460	1,161	79.5
航空	7	7	7	100.0	2,762	2,739	2,739	100.0
農業・バイオテクノロジー	87	100	22	22.0	19,901	27,155	12,233	45.0
スマートエレクトロニクス	86	85	67	78.8	38,271	38,689	34,630	89.5
次世代自動車	46	102	92	90.2	53,538	71,365	68,847	96.5
ウェルネスツーリズム	24	32	11	34.4	26,981	33,539	11,800	35.2
食品加工	79	68	23	33.8	17,850	13,387	5,805	43.4
ターゲット産業計	642	695	419	60.3	204,763	417,132	186,587	44.7
ターゲット産業の対全体比	48.3	47.3	45.8	—	32.4	75.9	73.0	—

出典：タイ投資委員会資料より、筆者作成。

をタイに導入し、産業構造の高度化を目指すことである。では、肝心の外国企業は EEC をどう評価したのだろうか。BOI 投資認可統計をベースに、EEC 向け投資状況を確認すると、2018 年についてタイ資本及び外資を合わせた投資のうち、EEC 地域向け投資は件数で 3 割弱、金額では約 63% を集めた。外資に注目すると、件数では 3 分の 1 以上、金額では約 6 割が同地域向けである。EEC 政策を推進して以降は、EEC3 県に投資が集中している（表 9）。

また表 10 からは、ターゲット産業 10 業種に投資が集中していることがわかる。タイ資本および外資による投資件数全体のうち半分弱がターゲット産業向けの投資であり、うち外資は 6 割を占めた。一方、投資金額では 2018 年で 4 分の 3 がターゲット産業向けであり、そのうち約 45% が外資によるものであった（表 10）。

表 11 ターゲット産業における外資・内資の投資にかかる構成比

単位：件、100万パーツ、%

分野	投資件数				投資金額			
	外資	内資	構成比		外資	内資	構成比	
			外資	内資			外資	内資
デジタル	106	36	25.3	13.0	3,078	3,867	1.6	1.7
医療機器	15	30	3.6	10.9	2,837	13,119	1.5	5.7
バイオ燃料・バイオ化学	70	33	16.7	12.0	43,457	162,440	23.3	70.5
自動化・ロボット	6	5	1.4	1.8	1,161	299	0.6	0.1
航空	7	0	1.7	0.0	2,739	0	1.5	0.0
農業・バイオテクノロジー	22	78	5.3	28.3	12,233	14,922	6.6	6.5
スマートエレクトロニクス	67	18	16.0	6.5	34,630	4,059	18.6	1.8
次世代自動車	92	10	22.0	3.6	68,847	2,518	36.9	1.1
ウェルネスツーリズム	11	21	2.6	7.6	11,800	21,739	6.3	9.4
食品加工	23	45	5.5	16.3	5,805	7,582	3.1	3.3
ターゲット産業計	419	276	100.0	100.0	186,587	230,545	100.0	100.0

出典：タイ投資委員会資料より、筆者作成。

2018年のターゲット産業向け投資について、投資件数では、外資はデジタル、次世代自動車 that 各々2割を超え、内資では、農業・バイオテクノロジーが最も多かった。投資金額では外資は次世代自動車、バイオ燃料・バイオ化学、内資はバイオ燃料・バイオ化学に集中した（表11）。タイの自動車産業は、「アジアのデトロイト」と称されるなど、ASEAN最大の生産規模を誇る。また化学産業は、1981年にタイ湾で天然ガスの商業生産が開始され、以降、同産業が育成されてきた。こうした経緯を踏まえると、タイ内外の企業は、ターゲット産業のうち、タイがもともと競争力を有している分野を評価し、更に投資を重層化させている。

4. プラユット政権の投資政策の課題と企業の評価

表7で見た通り、インラック政権時と比べプラユット政権時は、日本を中心に外国投資受入額自体の水準は低下している。その中でも直接投資はEEC地域に集中する傾向を見せている。一方、国境SEZについては長らく

タイ・プラユット政権の投資政策とその評価（助川）

投資不振が続いている。この状況からプラユット政権の投資政策は、タイ国内でバンコク首都圏および東部地域と地方部との所得の地域間格差を拡大させかねない。

しかし、投資自体に急ブレーキがかかる可能性がある。2019年3月の総選挙を前に、PPRPは最低賃金の400～425バーツ／日への引き上げを公約とし、選挙戦を戦った。19政党との連立で政権を獲得したが、この公約が実現されれば、最低賃金が約3割上昇することになる。新政権が公約実現を目指す場合、国境SEZ政策に加えて、EECにも冷や水を浴びせる可能性がある。

またタイが直接投資受入れの拡大を図る上において、既進出企業とのコミュニケーションがより重要になっている。現に2018年のタイの直接投資受入統計（認可ベース）において、投資額全体に占める拡張投資比率は80.8%に達する。近年、直接投資の主役は、新規投資ではなく、拡張投資である。その中で、最大投資国である日系産業界のEECに対する関心は高いとは言えない。2019年5～6月にかけて行われたバンコク日本人商工会議所の調査によれば、回答企業492社のうち、EEC地域への投資に関心を示した企業は16.5%（81社）、製造業に絞れば14.1%（38社／270社）であった。うち「3年以内にEECへ投資する具体的な計画がある」はわずか3.5%（17社）、「具体的な投資計画はないが、EECへの投資に関心がある」は13.0%（64社）であった。これら結果は、調査時点が第2次プラユット政権発足前で、EEC政策の継続性が不透明であったことも影響していよう。2019年3月の民政移管の下院総選挙を経て、19年7月に第2次プラユット政権が発足した。政権がEEC政策の維持を表明し、かつ自ら先頭に立ってEECを推進してきたソムキットが経済担当副首相として引き続き経済政策を統括・推進する任を担うことを考えれば、タイランド4.0の下、EEC政策は継続される見込みである。

EEC特区法が正式に法令化され、重要インフラ事業の実施が担保されたにもかかわらず、日系産業界の関心が高まらないのは、回答企業は既に既存

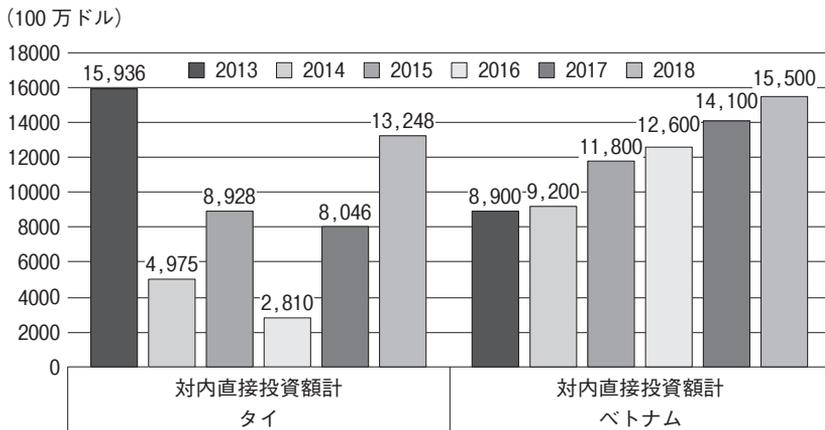
の拠点があり、EEC 対象地域に立地している企業による投資は恩恵が受けられるが、その他の企業にとっては、EEC 政策に呼応する形での移転は現実的ではないためである。

更に懸念されるのは、政策決定や実施スピードの減速である。第2次プラユット政権発足に伴って NCPO は解散し、NCPO 議長に付与されてきた非常大権を行使する主体はいなくなった。2019年5月の内閣と NCPO との合同会議で、既に発布された NCPO 布告・命令、そして NCPO 議長命令の計456本のうち、引き続き効力を維持しているものは66本のみである³⁶⁾。下院は与党連合で何とか過半数を押さえてはいるものの、野党対策に加えて、19政党から成る連立与党体制を維持すべく、第2次プラユット連立政権内でも様々な利害調整を迫られることになる。特に EEC3 県以外から選出された下院議員は、自らの選挙区でも EEC 同様の政策や措置を求めることは想像に難くない。その中で、バラマキを回避し、引き続き産業・経済構造改革に腰を据えて取り組めるかが問われることになる。

また、EEC 政策の継続方針を背景に、日本からの直接投資が過去の水準程度にまで戻るかどうかは疑わしい。タイが誘致を目指している事業は日本企業でも依然として中核事業である場合が多く、日本での事業と棲み分けが難しい。また、タイは2009年半ば以降、失業率は約10年に亘って1%前後の極めて低い水準で推移している。その中で、連立政権の核となっている PPRP が約3割の最低賃金引き上げを公約していること等から、投資先としてタイ以外を選択する動きが出ている。特に生産拠点として注目されているのはベトナムである。

ベトナムは近年、サムスンや LG に代表されるが、韓国企業を中心とした電気・電子機器分野の投資が蓄積、産業集積が構築されつつある。その結果、現地調達環境が相当程度改善されている。ジェットロの調査によれば、2008年で23.7%であった日系企業の平均現地調達率は、10年後の2018年では36.3%にまで上昇している。これはフィリピン（同28.6%）やマレーシア（36.1%）を上回っている（ジェットロ2018）。

図1 タイとベトナムの直接投資受け入れ（国際収支ベース）



出典：ASEANStatsDataPortal をもとに、著者が作成。

タイの通商政策の遅れも、タイの投資先としての魅力を損なっている。タイは ASEAN が締結している ASEAN+1FTA 以外に、独自に自由貿易協定 (Free Trade Agreement : FTA) を締結しているのは、ペルーとチリのみである。ソムキット副首相はタクシン政権時代に積極的に FTA 網拡充に注力してきたが、プラユット政権下では環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership : CPTPP) に参加する姿勢を示すものの、未だ正式な参加表明を行ってはいない。プラユット政権下で独自に FTA 交渉を開始したのは、パキスタン、トルコ、スリランカの 3 カ国のみで、いずれも往復貿易額シェアが 0.3% 以下の国ばかりである³⁷⁾。同シェアが大きい EU については、2014 年 5 月のクーデター以降、FTA 交渉は中断したままである。タイは 2015 年 1 月に EU の一般特惠関税制度 (Generalized System of Preferences : GSP) の適用対象から除外され、競争上不利になっている。第 2 次プラユット政権下の施政方針演説では、通商政策については言及していない。

一方、製造国として徐々に頭角を現しているベトナムは、チリの他にユー

ロシア経済連合、CPTPP、さらに2019年6月にはEUとの間でFTAを締結した。また欧州自由貿易連合（European Free Trade Association：EFTA）やイスラエルとも交渉中であるなど、輸出環境を急ピッチで整備している。

国際収支ベースの投資受け入れ額は、クーデターが発生した2014年以降から2018年までの5年間、常にベトナムが上回っている（図1）。現在までにタイは、投資誘致や経済面でベトナムをライバル視するなど危機感を募らせるまでになっている。タイはEEC政策のみならず、FTA網の拡充に注力すべきであろう。

おわりに

2014年のクーデターで誕生したプラユット政権は、例えば相続税等の導入やタイ産業の高度化など、タイの中長期的かつ構造的な課題に対し、暫定憲法44条の「NCPO議長命令」を使いながら切り込んできた。特に国家戦略計画は、中進国の罫を回避し、産業高度化を目指すタイには不可欠である。憲法や法令に関連条項を盛り込むことは、将来の政権の政策立案・実行に関する裁量を奪うとする批判も根強い。江川（2016）が指摘している通り、経済開発計画やインフラ整備計画が政権交代により幾度となく頓挫の憂き目を見てきたテクノクラートが、軍事政権を利用した側面もある。

第2次政権でこれら政策は継続されるものの、今後の懸念事項も少なくない。まず第1次政権時代ほどのスピードでの政策実施は期待できない。議会は連立により何とか過半数を維持しているに過ぎない。またNCPO解散によりプラユット首相はもはや「NCPO議長命令」を行使することはできない。今後は調整により時間がかかることが予想される。

次いで、バンコク首都圏と地方部の格差拡大である。投資は国境SEZや地方に集まらず、EECに集中しており、国内経済格差拡大を助長しかねない。

また「タイランド4.0」構想は、人材育成も含め、ほぼ外資に依存してい

タイ・プラユット政権の投資政策とその評価（助川）

ることも懸念材料である。タイが欲している先端技術を備える投資と、外国企業がタイで検討している投資との間で、ミスマッチが発生している。タイは直接投資の大半が拡張投資であるという事実を直視し、既進出企業との対話をベースとした投資政策を立案・実施すべきである。外資への過度な依存を避けながらも、既存企業の投資を喚起する形で「タイランド4.0」の見直しを検討すべきであろう。

注

- 1) 第1次プラユット政権では、財務、エネルギー、工業など経済に直結する省の大臣ポストはテクノクラートを起用した。ソムマーイ・パーシー財務相（元財務次官）、チャクラモン・パースクワニット工業相（元工業省次官）などである。また軍出身者が大臣職を担う他の省庁では、補佐する副大臣にテクノクラートを配置した。例えば、運輸副大臣にアーコム・トゥームピタヤーパイシット国家経済社会開発庁（NESDB）事務局長を充てた。
- 2) 同副首相は、王族出身でもあり、2006年のクーデターを経て発足したスラユット政権でも副首相兼財務相を務めた。
- 3) 2019年10月13日付官報。
- 4) 相続税法は、2015年8月5日付官報で告示、2016年2月に施行された。相続税は対象を富裕層に限定し、1億バーツ超の相続財産に対し10%が課税されるが、相続人が血縁者の場合は税率が5%に軽減される。課税下限は1億バーツと高く、ほとんどの国民は課税対象外となる。
- 5) 土地・建物税法は、2018年11月16日にNLAで成立、2019年3月12日付官報で告示、翌日施行された。従来からの土地・家屋税や地方開発税を置き換えた形だが、2020年に課税が開始される予定である。同法では、土地を住宅用地、農地、商業用地、未開発地の4種類に分類、土地の種類と評価額に応じて0.01%から0.7%まで課税する。住宅所有者が住宅と土地の両方を所有している場合、1戸目であれば5,000万バーツまでは免税、家屋だけを所有して土地を所有していない者は家屋の評価額の最初の1,000万バーツは税が免除される。
- 6) インラック政権は、初めての自動車購入にかかる物品税還付（ファストカー制度）、法人税の20%への削減、高齢者給付金支給、学生へのタブレットコンピュータ配付、コメ担保融資制度、全集落に無料Wi-Fi整備、等大衆迎合的な性格を持つ政策を数多く推進した。
- 7) 政権は30%の法人税率を2013年に20%への軽減方針を示していた。注6も参照。
- 8) 実際に、機械や原材料の輸入関税免税と非税制恩典のみを付与し、法人税の減免恩典を付与しない約30事業、投資奨励自体を中止する約80事業を提示した。
- 9) 正式な名称は、Thai Overseas Investment Promotion Division。

- 10) 週刊タイ経済（電子版）2014年7月21日号。
- 11) 前身は国家経済社会開発庁（NESDB）。2018年末、組織改編により国家経済社会開発評議会（NESDC）となった。
- 12) ただし、対象地域は県全体ではなく、タンボン（自治体の単位）レベルで指定される。対象は、10県の23郡内90タンボン。第1フェーズでは、ターク県、ムクダハン県、サケオ県、トラート県、ソクラー県、第2フェーズでは、チェンライ県、カンチャナブリ県、ノンカイ県、ナコンパトム県、ナラティワート県、であった。
- 13) 指定事業として13業種が挙げられた。具体的には、農業および加工食品、セラミックス製品、繊維製品、衣類、皮革製品、家具、宝石、装飾品、医療機器、自動車、機械および部品、電気および電子、プラスチック製品、薬、ロジスティクス、工業団地または工業区、観光支援事業。さらに、SEZ委員会は15年10月8日に10業種の追加を決定した。これらは、作物乾燥・貯蔵、農業副産物、金属構造物製造、飼料・原料、印刷、建築原材料、パーソナルケア・トイレタリー製品、プラスチック製品、パルプ・紙製品、工場・倉庫建設、である（タイ投資委員会事務局2015）。
- 14) BOI企業について外国人非熟練労働者を雇用出来る特例措置は2014年末で失効した。
- 15) 2014年11月から、ソムキットは12名からなる首相顧問団の団長に就任した。
- 16) ここでは人材開発や技術水準の向上に向け大学や研究機関と協力をを行うことが条件となった。分野毎に投資対象地域が指定されており、投資の柔軟性や実効性の面で課題があった。
- 17) S字カーブとは、横軸に時間の経過、縦軸に付加価値を置き、短期・中期（第1次S字カーブ：既存産業）と長期（第2次S字カーブ：未来産業）で、これら産業が発展していく様子を示している。なおタイ政府は、10ターゲット産業に、防衛産業（17年11月）、教育、資源再生産業（18年10月）も追加した。
- 18) ジェトロ・ビジネス短信 2017年3月15日号。
- 19) もともと首相府傘下にあったBOIは、タクシン政権時代の2003年に省庁再編で工業省傘下に組み込まれたが、クーデター後の14年6～7月頃、NCPOはタイ工業連盟（FTI）の要望を受けて、BOIと中小企業庁を工業省からNCPO直轄にした。
- 20) バンコク日本人商工会議所（2013）。10の産業グループは、①インフラとロジスティクス、②基本産業、③医療産業と科学用機器、④代替エネルギー産業と環境サービス、⑤産業支援サービス、⑥高度基盤技術、⑦食品と農産物加工業、⑧ホスピタリティ&ウェルネス産業、⑨自動車産業とその他輸送用機器、⑩電子・電化製品産業。
- 21) 末廣（2018）は、経済政策の重点がインフラ整備、新世代産業の育成、国境付近の経済開発へとシフトしたが、これらのばらばらの戦略を統合する形で2016年に登場したのが、「タイランド4.0」構想だったと述べている。
- 22) バンコク日本人商工会議所による在タイ日系製造企業252社への調査によれば、

タイ・プラユット政権の投資政策とその評価（助川）

- 「タイランド 4.0」構想に向けて海外進出を進めるための最大の障害として「高度人材の不足」（70% 176 社）、「人件費の上昇」（52% 131 社。製造業分野の回答企業 252 社の中の割合）が挙げられている。バンコク日本人商工会議所（2019）を参照。
- 23) 週刊タイ経済（電子版）2018 年 1 月 18 日号、2 月 5 日号、8 月 27 日号によれば、PPP による民間投資の他に、国営企業（10%；980 億パーツ）、政府予算（30%；2,960 億パーツ）、国軍（1%）による整備を計画している。
 - 24) 2017 年 5 月 26 日付官報に掲示、実施。
 - 25) 週刊タイ経済（電子版）2019 年 5 月 13 日号。
 - 26) EEC 特区法第 49 条。また同条では、EEC 政策委員と内閣の承認を得れば、農地改革事務局発行の「土地利用権証書」の土地を農業目的外で使用する権限も規定している。
 - 27) 2017 年 1 月 17 日付 NCPO 議長令 2/2560 号。
 - 28) 2017 年 10 月 25 日付 NCPO 議長令 47/2560 号。
 - 29) 既存の都市計画では工業エリアは 28 万 6,492 ライであったが、新たに 12 万 2,931 ライが上積みされ、EEC 対象 3 県の総面積の 3.4%から 4.9%に拡大された。
 - 30) 2017 年 5 月 26 日付 NCPO 議長令 28/2560 号。
 - 31) その後の改正により一般のケースでは 10 年以内、生産移管のケースでは 10 年超の中古機械の使用も可能となった（「新投資奨励政策での中古機械の使用制限を緩和」2015 年 4 月 24 日付ジェトロ・ビジネス短信）。
 - 32) アヌティン副首相は、「企業連合が締結に応じなかった場合、CP だけでなく、ITD、中国鉄建など全参加企業がブラックリストに登録され、全ての国家事業から排除、計り知れない打撃を受ける」と警告した（19 年 10 月 3 日付時事速報）。
 - 33) コンソーシアムは CP の他に中国鉄道建設、バンコク・エクスプレスウェイ&メトロ（BEM）、チョー・ガーンチャン、イタリアンタイ・デベロップメント（ITD）で構成され、海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN）、国際協力銀行（JBIC）、CITIC（中国中信集団）、華潤集団（チャイナ・リソーシーズ）、シーメンス、現代、フェッロヴィーエ・デッロ・スタート（イタリア国鉄）、中国中車青島四方機車車輛（CTTC シーフアン）が協力する。
 - 34) 週刊タイ経済（電子版）2019 年 7 月 23 日号。
 - 35) 2019 年 9 月 4 日に筆者が BOI ボンゴット・アヌロート副長官に行ったインタビューによる。
 - 36) 週刊タイ経済週（電子版）2019 年 5 月 8 日号。同紙によれば、2014 年 5 月の政権掌握以降、NCPO は布告 132 本、命令 166 本、NCPO 議長令を 158 本出した。うち 74 本は既に廃止され、133 本は目的を果たし法的効力がなくなり、また 38 本は自動的に効力を失った。更に内閣との協議で 145 本の廃止を決定した。
 - 37) 2018 年でタイの往復貿易に占めるシェアは、パキスタンとトルコで 0.3%、スリランカは 0.1%。

参考文献

- 船津鶴代・今泉慎也（2018）「2017年のタイ 2017年憲法下の政党政治の抑制と国家構造改革」『アジア動向年報2018』アジア経済研究所、284-308ページ。
- 江川暁夫2016. 「タイの第12次国家経済社会開発計画：期待と限界」（タイ国情報第50巻第6号）。
- 江川暁夫2017. 「タイの東部経済回廊（EEC）開発推進：当面の評価」（2017年8月度 所報 No. 664）。
- 大泉啓一郎2017. 『「タイランド4.0」とは何か』（前編）（後編）（日本総合研究所環太平洋ビジネス情報）。
- 大泉啓一郎2019. 『「タイランド4.0」とは何か』「タイ国概況」（バンコク日本人商工会議所）。
- ジェトロ2018年. 「在アジア・オセアニア日系企業実態調査」。
- 末廣昭2018年. 『「中所得国の罟」の克服：「タイランド4.0」とタイ大企業の対応能力』（法政大学経済学部学会 経済志林85巻4号）<http://hdl.handle.net/10114/14291>
- タイ投資委員会事務局（2015）「特別経済開発区投資の手引き」
- 高谷浩一（2019）. 「国境経済特区（SEZ）の現状」『所報』（バンコク日本人商工会議所）（2月、No. 682）。
- 長谷場純一郎（2015）. 「BOI新投資奨励政策が始動」『所報』（バンコク日本人商工会議所（3月、No. 635））。
- 長谷場純一郎「国境SEZを投資誘致の柱に—改造内閣の産業政策（1）」（2016年1月21日付通商弘報）。
- 長谷場純一郎「投資奨励法を改正し手厚い恩典を付与—BOI発表の新投資政策（3）」（2017年3月15日付ビジネス短信）。
- 長谷場純一郎・若松寛（2015）. 「新投資奨励政策での中古機械の使用制限を緩和」『ジェトロビジネス短信』（4月24日）。
- バンコク日本人商工会議所（2013）『BOIの投資奨励戦略改革案の概要』「所報」（2月、No. 610）。
- バンコク日本人商工会議所（2014a）『6月理事会議事録』「所報」（9月、No. 629）。
- バンコク日本人商工会議所（2014b）「2014年日系企業緊急景気動向調査」。
- バンコク日本人商工会議所（2019）「2019年上期日系企業景気動向調査」。
- ヒランヤー・スチナイ（2015）「BOIの最新投資政策」（11月27日付セミナー資料）。
- ボンゴット・アヌロート（2019）「最新のBOI投資政策について」（2019年1月31日付セミナー資料）。

タイ・プラユット政権の投資政策とその評価（助川）

BOI (2019) Thailand Investment Review, Vol. 29. No. 3.

—— (2017). Annual Report 2017 (URL: https://www.boi.go.th/upload/content/Book%20BOI%202560%20for%20web_5b3972537f0e8.pdf. 最終アクセス 2019年9月10日)。

Prayut Chan-o-cha, (2014) “Policy Statement of the Council of Ministers” (URL: <http://www.mfa.go.th/main/contents/files/policy-20150205-103332-009818.pdf>. 最終アクセス 2019年9月10日)。

EEC office (2018), Eastern Special Development Zone Act B.E. 2561 (URL: <https://www.eeco.or.th/sites/default/files/EEC%20Act%20English%20Ver%28unofficial%29.pdf>. 最終アクセス 2019年9月10日)。

NESDB (2018) “National Strategy 2018-2037 (Summary)” (URL: http://nscr.nesdb.go.th/wp-content/uploads/2019/04/NS_Eng_A5.pdf. 最終アクセス 2019年9月10日)。

NESDC (2019) “The linkage between the 20-Year National Strategy and the 12th National Economic and Social Development Plan” (URL: https://www.nesdb.go.th/ewt_dl_link.php?nid=5195. 最終アクセス 2019年9月10日)。